

—ポイント行政学—Q40、Q41、Q42、Q43

Q40. 1970年代の石油危機以降における行政管理の発想の転換について説明しなさい。

行政管理の発想の転換 (1970年代の石油危機以降) :

行政改革 (1980年代) がもたらしたもの→市場のメカニズムを活用する諸方策の推進 (国営企業の民営化、規制緩和、民間委託の推進) 。+ **地方自治制度** と **財政調整制度** の改革、公務員給与制度の改革、納税者・消費者の参加の拡大、**コミュニティの連帯強化** など = *要するに→★「福祉国家の肥大した行政活動をできるだけ管理可能な規模に分割し、これを納税者・消費者の監視と統制のもとにおこうとする新しい発想」 = **新公共管理論 (NPM)**

☆「**行政活動に対する関心は、対内的活動に係わる管理技術の側面よりも、官僚制組織とその環境との相互作用に係わる行政技術の側面に向けられてきている**」 = 「governmentからgovernanceへ」

Q41. 官房3課による日常の行政管理について説明しなさい。

官房3課 (人事・会計・文書課) による **行政資源の集中管理** :

情報以外の **法令上の権限・財源・人員** を上位の官房系組織から調達し、部内の各部局に配分する。すなわち、①各部局に共通する庶務的な業務を一元的に処理 (**補助・サービス**)

②行政資源に対する各部局からの配分要求を **審査・査定 (指揮監督・調整)**

変動的な財源・人員の配分操作 = **予算査定・定員査定**。

*要するに→「官房系統組織はこの財源・人員の配分を操作することをとおして、各部局の政策実施活動の質量に微妙な変更を加えることができる」 = *これこそが→日常の行政管理であり、「政府構造の基幹に係わる諸制度と法令上の権限を所与の前提とし、この枠内で、**総括管理機関が予算査定と定員査定をとおして新規増分を抑制すること**」を指す。

Q42. 行政統制の4つの類型とは何か。また、このうちの一つの類型に属する「**執政機関による統制**」とは何か。

制度的外在的統制 : **国会による統制**。 **執政機関** (内閣、内閣総理大臣、各省大臣) による統制。 **裁判所による統制**。

● **国会による統制** : 1) 立法権による統制 (法律案の議決、予算・決算の議決、条約の承認など)、2) 人事権による統制 (内閣総理大臣の指名、内閣の信任・不信任、裁判官の弾劾など)、3) 国政調査権による統制

● **執政機関による統制** :

○ **内閣による統制** : ①法案提出権による統制、②政令制定権による統制、③人事権による統制、④指揮監督権による統制 (各種の施政方針の決定・了解・了承) ⑤内閣法制局による管理統制

○ **内閣総理大臣による統制** : ①国務大臣の任免権および指揮監督権による統制 ②内閣府の主任の大臣としての総理府令制定権による統制 ③内閣府の主任の大臣としての人事権および指揮監督権

○ **各省大臣による統制** : ①各省の主任の大臣としての省令制定権による統制 ②各省の主任の大臣としての人事権および指揮監督権

● **裁判所による統制** : 「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」 (76条1項)

制度的内在的統制 : 会計検査院・人事院その他の官房系統組織による管理統制。各省大臣による執行管理。上司による職務命令

非制度的外在的統制 : 諮問機関における要望・期待・批判。聴聞手続における要望・期待・批判など。その他対象集団・利害関係人の事実上の圧力・抵抗行動。専門家集団の評価・批判

判。職員組合との交渉。マス・メディアによる報道

非制度的内在的統制：職員組合の要望・期待・批判。同僚職員の評価・批判

Q43. 行政責任をめぐる非制度的責任と説明責任について述べなさい。

非制度的責任=応答責任 (responsibility)：「現代国家においては、行政活動の対象集団・利害関係者の組織化が進み、これらの団体と行政機関の相互作用が日常化してきて、行政官・行政職員はこれらの団体の要望・期待に的確に**応答**することを期待されるようになった。」

説明責任 (accountability)：「行政機関が自己の遂行する政策・施策・事業についてその背景・意図・方法とその成果などを広く国民一般に対して明らかにし、その理解を求める責任にまで拡張」。社会的背景には**インターネット**通信の普及あり

行政責任のディレンマ状況：担当の行政官・行政職員に対する**多元的な機関・団体からのさまざまな相矛盾・対立する統制・期待**→行政責任のディレンマ状況→**自律的責任**（統制の概念から完全に切り離された責任の概念。自己の内面の良心にしたがって行動する責任）。他律的責任の相互間のディレンマ状況において行政職員は最後には**自らの信条体系・価値観**に依拠。また、行政責任と私的責任の相克の克服

☆**行政職員の情熱・洞察力・責任感の涵養が不可欠**

.....

—「現在行政学」資料13—

■「新しい公共」とは？

日本には、古くから、結・講・座など、さまざまな形で「支え合いと活気のある社会」を作るための知恵と社会技術があった。「**公共**」は「**官**」だけが担うものではなかった。各地に藩校が置かれていた一方で、全国に一万五千校あったといわれる寺子屋という、当時としては、世界でももっとも進んだ民の教育システムがあったなど、**多様な主体がそれぞれの役割を果たし、協働して「公共」を支え、いい社会を作ってきた**。政治（まつりごと）と祭が一体となって町や村の賑わいが生まれた。茶の湯のような文化活動から経済が発生してきた。

しかし、明治以降の近代国民国家の形成過程で「**公共**」＝「**官**」という意識が強まり、中央政府に決定権や財源などの資源が集中した。近代化や高度成長の時期にそれ相応の役割を果たした「**官**」であるが、いつしか、本来の公共の心意気を失い、地域は、**ややもすると自らが公共の主体であるという当事者意識を失いがちだ**。社会とのつながりが薄れ、その一方で、**グローバル化の進展にともなって、学力も人生の成功もすべてその人次第、自己責任だという風潮が蔓延しつつある**。一人ひとりが孤立し、国民も自分のこと、身近なことを中心に考え、社会全体に対しての役割を果たすという気概が希薄になってきている。**日本では「公共」が地域の中、民の中にあつたことを思い出し、それぞれが当事者として、自立心をもってすべきことをしつつ、周りの人々と協働することで絆を作り直すという機運を高めたい**。

日本では昔から、「**稼ぎがあつて半人前、つとめを果たして半人前、両方合わせて一人前**。つとめはひとさま、世間様のためにひと肌脱いで役に立つこと」といった考え方があつた。**企業も、社会から受け入れられることで市場を通して利益をあげることができ、持続的に利潤（＝「経済的リターン」）を出しながら、社会に還元する（＝「社会的リターン」を生み出している）、「新しい公共」の重要な担い手だ**。しかし、昨今のグローバル経済システムは、利潤をあげることが目的化し、短期的利益を過度に求める風潮が強まり、その行き過ぎの結果、利潤が適切な「社会的リターン」を生み出すとは言えなくなつてきた。「**新しい公共**」を考えることは、**資本主義のあり方を見直す機会**でもある。・・・

<http://www5.cao.go.jp/entaku/shiryou/22n7kai/22n7kai.html>（内閣府「第7回『新しい公共』円卓会議（2010年5月14日）資料一覧」の「『新しい公共』宣言案」より一部抜粋。2010年5月15日現在）